

令和7年3月28日  
(公財)日本海事科学振興財団

## 船の科学館「海の学びミュージアムサポート事業」

### 令和6年度『全国「海の学び」フォーラム』大会決議

日本海事科学振興財団では、全国の博物館等社会教育施設における海の学び（海洋教育）活動の実践・推進を目的として、日本財団からの支援により平成27年度から「海の学びミュージアムサポート事業」を実施している。これまでの支援を通じて、海洋教育の実践・推進に関心を持ち、今後における海洋教育の推進を目的とした活動のパートナー「海の学びコーディネーター（CN）」と共に、令和4年度には第一回「海の学びコーディネーター会議」を開催し、令和5年度の第二回会議では新たに学校教員、学識関係者、民間協力者等を加え開催された。

第三回目となる本フォーラムでは、開催テーマを「海洋教育推進に向けた、垣根を越えた連携・推進体制の有効性・必要性」とし、名称を『全国「海の学び」フォーラム』として幅広いセクターを加え、これまでに無い新たな取り組みとして社会教育分野からのオールジャパンで海洋教育を推進する体制の構築に向けて開催した。関連する府省庁、博物館関連団体、海洋関連団体、学校教員、学識関係者、民間協力者等、全国から参加者80名、オブザーバー25名が参加し、それぞれの実践状況の共有やワークショップを通じて、今後のさらなる海洋教育の広がりに向けた議論が行われた。

我が国における海洋教育の推進にあたっては、平成19年の「海洋基本法」制定、平成20年の「海洋基本計画」策定を経て、広く国民に向けた海洋教育推進の必要性が位置付けられている。その際、学校教育のみならず、博物館や水族館等の社会教育施設においても海洋教育が実践されることが重要であるが、その他にも海に関する学習の場を提供する各種団体との有機的な連携を通じた取り組みが求められており、それぞれ独自のネットワークを活用した様々な連携事業により海洋教育が実践されていることが確認できた。

一方で、海洋教育を推進する各機関・団体間で、それぞれが行う事業や実践事例、持ちうるプログラムや相互で活用可能な成果・ネットワークの共有と把握についてはこれまで以上に必要となってくるであろうことや、それらの情報や関係者が集い、議論を行えるプラットフォームの必要性と、垣根を越えた関係者による継続した議論を通じて、社会教育分野のみならず学校教育分野を含むあらゆる学びの現場で海洋教育が実践される必要があることを確認した。

ここに、令和6年度『全国「海の学び」フォーラム』の名において、本フォーラムでの議論を踏まえ、日本全国のあらゆる教育現場や学びの場で海洋教育がより一層推進され、あらゆる人が海と触れ合えることを願い、下記のとおり決議する。

## 1. 垣根を越えた海洋教育の推進体制・プラットフォームの構築

日本海事科学振興財団は、海洋教育の実践・推進を行う様々な団体や実施状況の情報収集に努め、『全国「海の学び」フォーラム』等の会議体を継続的に開催し、関係各所の有機的な参画を促すことで、様々なセクター同士の垣根を越えた連携推進体制の構築を行う。その上で、各関係者が行う海洋教育関連情報の共有や、連携事業化を推進していくために必要な議論が恒常的に為されるよう、現在当財団が運用しているオンライン情報交換掲示板である Discord 等の WEB を活用した情報交換プラットフォームの構築と強化を行う。

関連府省庁、博物館、学校、その他関係者は、海洋教育の実践・推進に関わる様々なセクターの情報収集に努め、また自らが行う事業や関係情報の共有を積極的に行うことで、今後の連携した海洋教育の実践に向けた推進体制の構築や、交流と議論の場作りに努める。

## 2. 府省庁・博物館・学校等の多様なセクターが連携した事業展開の推進

関連府省庁、博物館、学校、その他関係各所は、海洋教育の実践・推進に関わる様々なセクターの情報収集に努め、また相互の事業目的や方針等を相互に確認しながら、実現可能な範囲で積極的な連携事業作りに向けた議論を行うことで、体験的な活動を含む効果的な海洋教育の実践に努める。

日本海事科学振興財団は、博物館、学校、その他海洋教育推進関係者に向けて有効と思われる情報等を積極的に提供し、また日本財団の支援による「海の学びミュージアムサポート事業」を通じた各種博物館活動の支援事業を活用することで、様々なセクターが垣根を越えて有機的に連携する事業化の促進を目的に、地域や行政を巻き込んだ事例、博学連携事例、巡回を通じた事業の継続化や連携拡大に向けた取り組み等を推進する。

## 3. 海洋教育を実践・推進できる人材の育成

日本海事科学振興財団は、海洋教育の実践・推進に関心を持つ博物館関係者を対象に、今後における海洋教育の推進を目的とした活動のパートナー「海の学びコーディネーター(以下「CN」)」を選定・育成しているが、今後も引き続き候補者の選定と育成を通じた CN の拡大を行うと共に、既存の CN のさらなる育成を強化する。併せて、博物館関係者以外であっても、博物館と連携して海洋教育の実践・推進に密接に関わる様々な人材(教員、事業者、その他)についても、相互に協議のうえ CN 認定制度に準じた選定・育成に努める。

関連府省庁、博物館、学校、その他関係者は、海洋教育に関連する事業の実施にあたって協力関係にある団体・人材との連携を積極的に図るとともに、海洋教育に対する関心や理解を醸成することで、今後の継続的な海洋教育の連携実施を目指す。

以上